

北本市自治基本条例（懇話会報告、議案）対照表

懇話会報告	議案	備考
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 基本原則（第4条）</p> <p>第3章 まちづくりの主体の<u>権利と責務</u></p> <p> 第1節 市民（第5条・<u>第6条</u>）</p> <p> 第2節 議会（<u>第7条</u>・<u>第8条</u>）</p> <p> 第3節 市長等（<u>第9条—第11条</u>）</p> <p>第4章 市政運営（<u>第12条—第17条</u>）</p> <p>第5章 <u>自治の仕組み</u></p> <p> 第1節 <u>情報公開（第18条—第20条）</u></p> <p> 第2節 <u>参画・協働（第21条—第25条）</u></p> <p> 第3節 <u>住民投票（第26条）</u></p> <p>第6章 他団体との連携及び<u>交流</u>（第27条）</p> <p>第7章 <u>実効性の確保（第28条・第29条）</u></p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 まちづくりの基本原則（第4条）</p> <p>第3章 まちづくりの主体の<u>責務等</u></p> <p> 第1節 市民（第5条）</p> <p> 第2節 議会（<u>第6条</u>・<u>第7条</u>）</p> <p> 第3節 市長等（<u>第8条—第10条</u>）</p> <p>第4章 市政運営（<u>第11条—第15条</u>）</p> <p>第5章 <u>情報共有（第16条・第17条）</u></p> <p>第6章 <u>参画及び協働（第18条—第24条）</u></p> <p>第7章 他団体との連携及び<u>協力</u>（第25条）</p> <p>第8章 <u>実効性の確保（第26条・第27条）</u></p> <p>附則</p>	<p>全体</p> <p>・本則の各条文を整理したことにより本則に合わせた章名に整理した。</p> <p>懇話会報告（以下「報告」という。）第3章部分</p> <p>・権利、役割などを包括的に表現し、「責務等」とした。</p> <p>報告第5章部分</p> <p>・章名の「自治の仕組み」をまちづくりの基本原則である「情報共有」と「参画及び協働」に改めた。</p> <p>報告第6章部分</p> <p>・国際交流に関する条文を本則から削除したことから、規定内容に合わせて、章名を「交流」から「協力」に改めた。</p>

<p style="text-align: center;"><u>前 文</u></p> <p><u>私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸とを結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。</u></p> <p><u>先人たちは、その中山道や荒川、武蔵野の面影を現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。</u></p> <p><u>私たちは、今、地方分権の時代を迎え、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという原則のもとに、市民主権の地方自治を確立し、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを拓いていくことが求められています。</u></p> <p><u>また、私たちは、一人ひとりが個人として尊重され、安全を享受して安心して生活することができる「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に努めるとともに、先人たちが残してくれた豊かな自然を次世代へと引き継いでいかなければなりません。</u></p> <p><u>そのためには、市民はまちづくりの主役となり、市と情報を共有して、自らの責任においてまちづくりに参画し、市は開かれた市政運営と市民参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市が協働してまちづくりを</u></p>	<p><u>私たちのまち北本市は、荒川や武蔵野の雑木林に代表される自然環境に恵まれたまちです。</u></p> <p><u>私たちは、その恵まれた自然環境と石戸蒲ザクラをはじめとする貴重な文化財や歴史を先人から受け継ぎ、自治会等のコミュニティを組織してまちづくりを進めてきました。</u></p> <p>今、地方分権の時代を迎え、<u>私たちには、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという理念の下に、市民主権の地方自治を確立することが求められています。</u></p> <p>そのためには、市民はまちづくりの主役となり自らの責任においてまちづくりに<u>参加し、市は開かれた市政の確立と市民の参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市とが情報を共有し、協働してまちづくりを進</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前文に記載されていることが、本則に条文としてあり、本則の条文に関する記述が前文にも記載されるように前文を改めた。 ・前文は、法令制定の由来、趣旨、基本原理、制定者の決意等を記載すべきものであることから、本則に記載のない事柄について削除するとともに、前段のまちの歴史、文化等の記述については簡潔に整理した。 ・市民憲章と自然を後世に残すべきという記述については、本則にはそれを示す条文はなく、後段のこの条例を制定する目的の記述と一致していないため、削除した。 ・「参加」と「参画」の用語の使用方法を整理するとともに、市民が行うべきこと、市が行うべきことをそれぞれ
---	---	--

<p>進める必要があります。</p> <p>このような認識のもとに、私たちは、北本市における<u>まちづくりの基本原則とその基本的な事項を明らかにし、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、ここに北本市自治基本条例を定めます。</u></p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現するため、まちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりの主役である市民の権利及び責務並びに議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らがまちづくりに参加し、議会及び市と協働して住民自治を実現することを目的とする。</u></p>	<p>める必要があります。</p> <p>このような認識の下に、私たちは、北本市における<u>住民自治を確立し、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、この条例を定めます。</u></p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、まちづくりにおける市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。</u></p>	<p>れ記載し、情報を共有して協働してまちづくりを進めるべきという記載に改めた。</p> <p>・報告の目的の条文中に記載されていた「まちの実現」と「住民自治の実現」という2つの条例制定の目的を整理し、前文にこの条例制定の目的は「住民自治を確立」して「まち」を実現することにあることを記載した。</p> <p>・報告では、2つの目的が記載されていた（「誰もが……まちの実現」「市民自ら……住民自治を実現」）ため、条例を制定する目的を「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」とし、本則に記載する内容を記述した。住民自治の実現がひいては、あるべきまちの実現に寄与するという考えの下に整</p>
--	---	---

<p>(この条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、<u>市政運営</u>における最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例における<u>用語の定義</u>は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 参画 <u>市長等が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加すること</u>をいう。</p> <p>(1) 協働 <u>市民及び市がそれぞれの役割と責任のもとに対等の立場で共通の目標に向けて、協力す</u></p>	<p>(この条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、<u>北本市</u>における<u>まちづくり</u>の最高規範であり、<u>市</u>は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の<u>意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>市 議会及び市長等をいう。</u></p> <p>(2) <u>市長等 市長その他の執行機関をいう。</u></p> <p>(3) 参画 <u>市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加すること</u>をいう。</p> <p>(4) 協働 <u>対等の立場で共通の目標に向けて協力すること</u>をいう。</p>	<p>理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通地方公共団体である北本市の最高法規であるので「北本市」と整理した。 ・「市政運営」及び「まちづくり」等の用語の整理を行い、この条例について「北本市におけるまちづくりの最高規範」とした。 ・この条例を最大限に尊重する主体として「市」を主語にした。 <p>第1号及び第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条例における「市」及び「市長等」の定義を明確にした。 <p>第3号及び第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条（基本原則）の整理と併せて、③参画④協働の記載順とした。 ・条文における規定内容を整理し、文言の整理を行った。
---	---	--

<p>ることをいう。</p> <p><u>(3) コミュニティ 市民の生活の中にある、地域や共通の関心によって自主的につながった連帯性を持つ組織及び集団をいう。</u></p> <p>第2章 基本原則 <u>(基本原則)</u></p> <p>第4条</p> <p><u>4</u> 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。</p>	<p>第2章 <u>まちづくりの基本原則</u></p> <p>第4条</p> <p>市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。</p>	<p>・「実施する・・・計画策定」については、その文書の「実施、評価等」へのかかり方が、不十分なため、「実施する・・・計画策定」を包含する「政策の企画立案」と整理した。</p> <p>報告第3号</p> <p>・「参画及び協働」の章でコミュニティの活動と公益的活動を分離し、条文をそれぞれ規定したことから「コミュニティ」の定義は削除した。コミュニティについては、特別な字義を適用せず、一般的な字義で条文中において使用するため、特段の定義は設けない。</p> <p>・市民の参画並びに市民及び市の協働のためには、情報の共有が前提条件であること</p>
--	---	--

<p>2 市民は<u>主体的</u>にまちづくりに参加するものとする。</p> <p>3 <u>市は市民の市政への参画の機会を保障し、市民の意思を市政に反映させるものとする。</u></p> <p>市民及び市は、それぞれの<u>役割</u>を踏まえ、協働してまちづくりを進めるものとする。</p> <p>第3章 まちづくりの主体の役割と責務 第1節 市民 (市民の<u>権利と責務</u>)</p> <p>第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利、<u>市政に参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利</u>を有する。</p>	<p>2 市民は、<u>まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。</u></p> <p>4 市民及び市は、それぞれの<u>責務</u>を踏まえ、協働してまちづくりを進めるものとする。</p> <p>第3章 まちづくりの主体の責務等 第1節 市民 (市民の<u>権利及び責務</u>)</p> <p>第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利、参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。</p>	<p>から、①情報の共有②市民のまちづくりへの参加③市民の参画の機会の保障④市民及び市の協働によるまちづくりに記載順を改めた。</p> <p>第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民はまちづくりの主役であることから、まちづくりへの参加については「主体的」ではなく「積極的に」に参加するものとし、第5条（市民の権利及び責務）と併せて規定を整理した。 <p>第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参画の定義（市長等が行うものに対する参加）から保障する主体を「市長等」とした。 <p>報告第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくりの主役・・・参画するとともに」は、まちづくりの基幹となる部分で
---	---	--

<p>2 市民は、納税の義務及び行政サービスに伴う使用料等を負担する義務を果たさなければならない。</p> <p>3 市民は、<u>まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するとともに、市民相互の連携に努めるものとする。</u> <u>(事業者の責務)</u></p> <p><u>第6条</u></p> <p>事業者は、<u>住環境に配慮し、地域社会との調和を図るとともに、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2節 議会 (議会の責務)</p> <p><u>第7条</u> 議会は、行政への監視機能を高め、市民福祉</p>	<p>2 市民は、納税の義務及び行政サービスに伴う使用料等を負担する義務を果たさなければならない。</p> <p>3 市民は、市民相互の連携に努めるものとする。</p> <p><u>4 市民の一員である事業者(以下「事業者」という。)は、まちづくりに関し理解及び協力をするとともに、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>5 事業者は、<u>事業を行うに当たっては、住環境に配慮し、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2節 議会 (議会の責務)</p> <p><u>第6条</u> 議会は、<u>北本市</u>の意思決定機関として、市民</p>	<p>あるため、より重要な第4条第2項でまちづくりの基本原則として規定することとし、市民の責務としては、市民相互の連携についてのみ記載することとした。</p> <p>第4項及び第5項</p> <p>・事業者について、事業者も市民であるという規定を設けていなかったことから、市民の条(第5条)に規定することとし、「市民の一員である事業者」として、事業者にも市民の権利及び責務があることを示した。また、事業者の責務として、市民の責務の他に「まちづくりへの理解及び協力」と「事業活動における住環境への配慮」の義務を規定した。</p> <p>・議会の機能として、地方自治法第96条の意思決定機</p>
---	---	--

<p><u>の向上に努めるとともに、市の意思決定機関として、市民の意思が<u>市政運営</u>に反映されることを念頭において活動しなければならない。</u></p> <p>2 議会は、<u>議会活動</u>に関する情報を市民に分かりやすく説明する<u>責任</u>を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第8条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p>	<p>の意思が<u>市政</u>に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、<u>市政運営への監視機能を高めるとともに、市民の福祉の増進に努めなければならない。</u></p> <p>3 議会は、<u>議会</u>に関する情報を市民に分かりやすく説明する<u>責務</u>を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第7条 議員は、市民の信託にこたえ、<u>公平、公正</u>かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p>	<p>関としての機能と法第98条や法第100条の市長等への監視機能がある。報告第1項では、これら2つの機能について、1つの項で規定していたが、2つの項に分けて整理した。</p> <p>・「市政」及び「市政運営」の用語を整理した上で条文を整理した。</p> <p>○市政 議会と市長等が行う。</p> <p>○市政運営 市長等が行う。 (市長の執行権に該当する部分(行政))</p> <p>・市民から信託を受けた議員は、北本市の利益を全体として考え、「公平・公正」でなければならないことから市長、職員の責務と整合させ、「公正」を「公平・公正」に改めた。</p>
---	---	---

<p>第3節 市長等 (市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、第4条の基本原則にのっとり、この条例の目的達成のために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>市政の代表者として市民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。</u></p> <p>3 市長は、市民に分かりやすい<u>簡素で効率的な組織を構築し、常に最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。</u></p> <p>4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力と知識の向上を図らなければならない。</p> <p>(他の執行機関の責務)</p> <p>第10条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて</p>	<p>第3節 市長等 (市長の責務)</p> <p>第8条 市長は、第4条に規定する基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>北本市の代表者として市民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。</u></p> <p>3 市長は、市民に分かりやすく、<u>機能的かつ効率的な組織を構築しなければならない。</u></p> <p>4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。</p> <p>(他の執行機関の責務)</p> <p>第9条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて市</p>	<p>第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第147条の規定を考慮し、市長は「北本市」の代表者と規定した。 <p>法第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。</p> <p>第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が「最少の経費で最大の効果を挙げる」べきことについては、第12条の行政評価(効率的かつ効果的な市政運営)と第15条の財政運営及び財産管理(健全な財政運営、財源の効果的かつ効率的な活用)で同様の趣旨を規定していることから、この項では、組織の構築に関することのみを規定した。
--	---	--

<p>市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営に<u>あた</u>らなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p><u>第11条</u> 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、常に研鑽に努めるとともに、職員相互に<u>連携、協力するものとする。</u></p> <p>3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。</p> <p>第4章 市政運営 (総合計画等)</p> <p><u>第12条</u> 市は、この条例の基本原則に沿って、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」という。)を策定し、<u>総合計画に基づく市政運営を行</u>わなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p><u>第13条</u> 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、<u>客観的な行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるよう努めなければならない。</u></p>	<p>長と同等の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営に<u>当</u>たらなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p><u>第10条</u> 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、常に研鑽に努めるとともに、職員相互に<u>連携し、及び協力しなければならない。</u></p> <p>3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。</p> <p>第4章 市政運営 (総合計画等)</p> <p><u>第11条</u> 市は、<u>第4条に規定する基本原則にの</u>つとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p><u>2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行</u>わなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p><u>第12条</u> 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定の末尾を「ければならない」に統一した。 <p>・基本構想の策定については、地方自治法の規定により、議会の議決を得る必要があることから、主語を「市」のまま後段と条文を分離し、総合計画にもとづく市政運営を「市長等」が行うものとして整理した。</p> <p>第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価を行う主体は「市長等」である。 ・「客観的な」については、削った。市民の参画を得て、
---	---	--

<p>2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けなければならない。</p> <p>3 <u>前2項に規定する行政評価に関し、必要な事項は、別に条例で定める。</u></p> <p>(行政手続)</p>	<p>2 市長は、行政評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べる<u>ことができる</u>機会を設けなければならない。</p> <p>(行政手続)</p>	<p>行政評価を行うことは、第3条第1項の「参画」の定義と、第4条第3項の基本原則から導き出されることから、ここに殊更標記することはないと整理した。</p> <p>・「政策・・・進行管理」については、「市政運営」と整理した。</p> <p>第2項</p> <p>・「結果を」を「結果について」とし、「公表する」と「設けなければ・・・」の両方に「結果」がかかるように文言を整理した。</p> <p>第3項</p> <p>・行政評価については、一定の方法を条例で定めることが困難であることから、その都度検討し、最良の方法により市民の参画を得て行うよう整理を行った。</p> <p>・行政手続を行う主体は、「市</p>
--	---	--

<p><u>第14条</u> 市は、<u>行政処分その他の手続</u>について、別に<u>条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上に努めるとともに</u>、市民の権利利益を保護しなければならない。</p> <p>(説明責任)</p> <p><u>第20条</u> 市は、<u>市が実施する施策や事業等の計画策定、実施及び評価にあたり、まちづくりに関する制度、施策及び情報について</u>、その内容や必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>(健全な財政運営)</p> <p><u>第15条</u> 市長は、<u>中長期的な財政見通しの下に</u>、財</p>	<p><u>第13条</u> 市長等は、<u>処分その他の行政手続</u>について、<u>市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り</u>、市民の権利利益を保護しなければならない。</p> <p><u>2 処分その他の行政手続に関し必要な事項については</u>、別に<u>条例で定める。</u></p> <p>(説明責任)</p> <p><u>第14条</u> 市長等は、<u>政策の企画立案、実施及び評価に当たり</u>、その内容、必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>(財政運営及び財産管理)</p> <p><u>第15条</u> 市長は、<u>中長期的な財政の見通しの下に</u>、</p>	<p>長等」である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別に条例で定める部分については、同様の規定を持つ事項で統一して整理した。(第13、16、17、18、20、24条) ・市政運営における説明責任の主体は、「市長等」であるため、そのように改めた。 ・「市が実施・・・計画策定」は、第3条第1号の「参画」の定義の内容と併せて「政策の企画立案」と整理した。 ・「まちづくり・・・情報について」は、削除が可能な内容となっており、規定することにより、逆に限定的に解されることが考えられることから、削除した。 ・規定内容の類似性から、報告第15条から第17条ま
---	--	--

<p><u>源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、自立した市政運営の推進のために、財源の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>(財産管理の原則)</u></p> <p>第16条 市長は、<u>市</u>が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に<u>努め</u>なければならない。</p> <p><u>(財政状況等の公表)</u></p> <p>第17条 市長は、<u>財政の計画、予算の執行状況及び財産の保有状況を分り</u>やすく公表しなければならない。</p>	<p>健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p><u>2 市長は、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、財源の効率的かつ効果的な活用を図らなければならない。</u></p> <p><u>3 市長等は、北本市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 市長は、財政状況及び財産の保有状況を分り</u>やすく公表しなければならない。</p>	<p>でを1つの条にまとめた。</p> <p>第1項及び第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告第15条第1項及び第2項について、「健全な財政運営」と「財政基盤の強化・財源の効率的な運用」の規定に条文を整理し、再構成した。 <p>第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産管理の主体は、市長と教育委員会（地教行法）であることから、主語を「市長等」とした。 ・「市」については、「議会と市長等」であることから、この市は、普通地方公共団体としての市であると整理し第2条等と同様に「北本市」と表記した。 ・「努め」について、この条文では第3項だけこの表現であり、努力規定にとどめておく必然性がないことから「図ら」に規定を整理した。
--	---	---

<p style="text-align: center;"><u>第5章 自治の仕組み</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 情報公開</u> (情報の公開と共有)</p> <p><u>第18条</u> 市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。</p> <p><u>2</u> 市は、参画及び協働によるまちづくりを推進するために、積極的に情報発信を行い、市及び市民がまちづくりに関する情報を共有できるよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 情報共有</u> (情報の公開及び発信)</p> <p><u>第16条</u> 市は、<u>市政に関する市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>市が保有する情報の公開に関し必要な事項については、別に条例で定める。</u></p> <p><u>3</u> 市は、<u>市民の参画及び市民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。</u></p>	<p>第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「財政の計画、予算の執行状況」を「財政状況」と整理し、「財産の保有状況」と対になるように整理した。 <p>第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北本市情報公開条例の第1条目的の規定を参考に、「市政に関する」を加えた。 <p>第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開に関する具体的な内容については、個別に条例で定める旨の規定を設け、整理した。 <p>第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有の原則は、市民、
--	--	--

<p>(個人情報の保護)</p> <p><u>第19条</u> 市は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する市民の権利を保障するとともに、<u>個人の権利及び利益を守るため、個人情報を保護しなければならない。</u></p> <p>第2節 参画・協働 (参画・協働の推進)</p> <p><u>第21条</u> 市は、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施及び評価の各過程において市民参画を推進しなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p><u>第17条</u> 市は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政運営を確保し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。</p> <p><u>2 個人情報の適正な取扱い及び市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等に関し必要な事項については、別に条例で定める。</u></p> <p>第6章 参画及び協働 (参画及び協働の推進)</p> <p><u>第18条</u> 市長等は、市民の参画を推進しなければならない。</p>	<p>議会、市長等の3者によるものであり、情報発信の部分だけに情報共有に関する規定を置くのは不適切であるという観点から、情報共有に関する規定を削った。情報共有については第4条第1項に基本原則に規定がある。</p> <p>・北本市個人情報保護条例の第1条目的の規定を参考に、規定の整理を行った。</p> <p>・この条では、①個人情報の適正な取扱いに関すること ②保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求権について、個別条例により、市民の基本的人権の擁護を行うと整理した。</p> <p>第1項</p> <p>・この条における参画及び協働の推進主体を「市長等」と</p>
---	--	--

<p>2 市は、協働を推進するにあたり、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めるものとする。この場合において市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。</p> <p>3 市民参画の具体的な方法及び協働の推進に関する事項については、別に条例で定める。</p>	<p>2 市は、市民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。</p> <p>3 市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>して整理した。参画の保障主体が市長等となることから。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1号の「参画」の定義に基づき案文を整理した。 <p>第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告第2項は、協働したまちづくりの推進における公益的活動に対する市長等の補助を定めたものである。これは、個別の施策に関する記載となるため、後述の第23条に移動した。 ・市長等による市民の参画の推進規定を設けるのであれば、市の市民との協働によるまちづくりの推進規定も設けるべきであるため、協働に関する市の推進義務を新たに規定した。 <p>第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参画・協働の具体的な内容については、個別に条例で定める旨の規定を設け、整理し
---	---	--

<p><u>(審議会等)</u></p> <p>第22条 市長は、<u>審議会等の委員を委嘱しようとするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(市民意見提出制度)</u></p> <p>第25条 市は、別に条例で定めるところにより、<u>政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べる</u>ことができる機会を保障しなければならない。</p>	<p><u>(附属機関等の委員の選任)</u></p> <p>第19条 市長等は、<u>附属機関及びこれに類するものの委員の選任をするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(パブリック・コメント手続)</u></p> <p>第20条 市長等は、<u>重要な計画の策定及び条例の制定に係る案について、パブリック・コメント手続を実施し、市民が意見を述べる</u>ことができる機会を保障しなければならない。</p> <p>2 <u>パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。</u></p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見出しについて、規定内容を踏まえて、適切な見出しに付け替えた。 ・「審議会等」の表現について、第10条に規定している執行機関に関連した概念である附属機関（地方自治法上）と整理し、規定を調整した。 ・見出しについて、一般的な表現となってきた（他団体の規定を参照）パブリック・コメント手続とした。 ・「政策の立案」については、対象となる立案の対象が曖昧になる上、計画の策定と条例の制定もこの政策の立案に含まれる概念であることから、規定を削り、パブリック・コメントを行うべき事項について規定をした。
---	---	--

<p>(意見、要望等への対応)</p> <p><u>第24条</u> 市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応するものとする。</p> <p>(コミュニティ活動の<u>推進</u>)</p> <p><u>第23条</u> 市長等は、<u>活力のある地域社会の実現に寄与する自治会活動その他のコミュニティの活動の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。</u></p>	<p>(意見、要望等への対応)</p> <p><u>第21条</u> 市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応しなければならない。</p> <p>(コミュニティの<u>活動の支援</u>)</p> <p><u>第22条</u> 市長等は、<u>地域に根ざした自治会その他のコミュニティの活動の役割を認識し、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント手続の具体的な内容については、個別に条例で定める旨の規定を設け、整理した。 ・見出しについて、コミュニティ活動を推進する主体は、それぞれのコミュニティであることから、市長等が行うことについては、それらの「支援」と整理した。 ・「活力のある地域社会の実現」と唐突に出てくる表現を整理し、市長等は、コミュニティの活動の役割を踏まえて、その活動を推進するための適切な施策を講ずることとした。 ・コミュニティ（広辞苑） 一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会。共同体。
--	--	--

<p><u>第21条</u></p> <p>2 <u>市は、協働を推進するにあたり、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めるものとする。</u>この場合において<u>市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。</u>(再掲)</p> <p style="text-align: center;">第3節 住民投票 (住民投票)</p> <p><u>第26条 市は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、当該案件に関する住民投票を実施することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(公益的活動の支援)</u></p> <p><u>第23条</u></p> <p>市長等は、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めなければならない。この場合において、<u>市長等の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(住民投票)</p> <p><u>第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施するものとする。</u></p> <p>(1) <u>法令の定めるところにより、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。</u></p> <p>(2) <u>法令の定めるところにより、議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の公益的活動の支援は、コミュニティの活動の支援と同時にされるべきものと整理し、報告第21条第2項からこの位置に移動した。 ・支援主体は、「市長等」である。 ・「ものとする」という文尾について全体的な統一を図るため「なければならない」とした。 <p>第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の発議は、その法制度上、市民、議会及び市長等のそれぞれが発議できることとなっている。まちづくりは、市民、議会及び市長の3者で行うべきものとして、それぞれが発議できるケースを各号にまとめ
---	---	--

<p>3 <u>住民投票ができる者の資格その他住民投票の制度及び実施に必要な事項については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。</u></p> <p>2 <u>市長は、住民投票を行うときは、その目的をあらかじめ明らかにするとともに、その結果を尊重するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 他団体との連携及び交流 (他団体との連携及び交流)</p> <p>第27条 市は、<u>広域行政の推進及び共通する課題解決のために、国、県及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>市民及び市は、様々な分野の活動、交流等を通じて、市外の人々や他の国の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>されたとき。</u></p> <p>(3) <u>市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。</u></p> <p>2 <u>住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、前項の条例で定める。</u></p> <p>3 <u>市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 他団体との連携及び協力</p> <p>第25条 市は、共通する課題の解決のため、<u>国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。</u></p>	<p>て列記し、規定を整理した。</p> <p>第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票条例について、個別の条例を設けて、その詳細を定める旨の規定である。 <p>第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の結果は、市長だけが尊重するものではなく、市民及び議会も尊重し、その内容を共有すべきであるという考えの下、規定を調整した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「広域行政の推進」については、その内容により促進すべきものとすべきでないものもあるため、画一的な規定となる本条からは削除した。 ・県も地方公共団体の1つであることから、「国及び他の地方公共団体」と整理した。 ・連携するだけでなく共に協力し、共通する課題の解決に
--	---	--

<p style="text-align: center;">第7章 実効性の確保 (北本市自治基本条例審議会)</p> <p>第28条 市に、北本市自治基本条例審議会(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 <u>審議会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第8章 実効性の確保 (北本市自治基本条例審議会)</p> <p>第26条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、北本市自治基本条例審議会を設置する。</p> <p>2 北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 <u>(1) この条例の適切な運用に関すること。</u> <u>(2) この条例の見直しに関すること。</u></p>	<p>努めるほうが望ましいという観点から、「及び協力」を追加した。</p> <p>・市外の人々との交流は、市民の責務を果たした上で望まれるものであり、高次元の規定となっていること、海外との交流については推進すべきではあるが、現状を踏まえると規定を設けるには、内容が高次元であることを踏まえて、これらの規定を削除した。(市民の責務を新たにここで規定すべきでないという考えもあった。)</p> <p>第1項</p> <p>・自治基本条例は、一度制定したら終わりではなく、その条例の意義を北本市全体で共有し、実効的に運用して初めて意義のあるものであるから、「この条例を守り育て、</p>
--	---	--

<p><u>3 審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。</u></p> <p>(この条例の検証及び見直し)</p> <p>第29条 市は、この条例を<u>社会、経済情勢</u>の変化等に対応させるため、必要に応じ、<u>検証及び見直し</u>を行うものとする。</p>	<p><u>(3) 前2号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長が必要と認める事項</u></p> <p>(この条例の検証及び見直し)</p> <p>第27条 市長は、この条例を<u>社会、経済等</u>の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、<u>検証し、及び見直さなければならない。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。 (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第6号)の一部を</p>	<p>適切なまちづくりの推進を図るため」市長の附属機関として、審議会を設置することとし、規定を設けた。</p> <p>第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会の審議事項を整理し、規定した。 <p>第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長の附属機関の組織に関する事項については、規則で定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・文言の整理を行った。 ・「なければならない」に文尾を整理した。 <ul style="list-style-type: none"> ・本条例で市長の附属機関として設置する北本市自治基本条例審議会委員の報酬を定めるもの。 ・規定を挿入する場所は、現在の組織の順番を考慮し、整
---	---	--

	<p>次のように改正する。</p> <p>別表庁舎建設委員会委員の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="992 375 1565 472"> <tr> <td data-bbox="992 375 1205 419">自治基本条例</td> <td data-bbox="1205 375 1294 419">日額</td> <td data-bbox="1294 375 1496 419">5,700円</td> <td data-bbox="1496 375 1565 419"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 419 1205 472">審議会委員</td> <td data-bbox="1205 419 1294 472"></td> <td data-bbox="1294 419 1496 472"></td> <td data-bbox="1496 419 1565 472"></td> </tr> </table>	自治基本条例	日額	5,700円		審議会委員				<p>理した。</p>
自治基本条例	日額	5,700円								
審議会委員										